【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年12月25日
【会社名】	ナレッジスイート株式会社
【英訳名】	KnowledgeSuite Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 稲葉 雄一
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目18番19号
【電話番号】	03-5405-8120
【事務連絡者氏名】	常務取締役 執行役員 コーポレートビジネスユニット長 柳沢 貴志
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目18番19号
【電話番号】	03-5405-8120
【事務連絡者氏名】	常務取締役 執行役員 コーポレートビジネスユニット長 柳沢 貴志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成30年12月21日開催の当社第12回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成30年12月21日

(2) 当該決議事項の内容
第１号議案　定款一部変更の件
①取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監査体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
②資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第40条として新設し、同条の一部と内容が重複する現行定款第７条（自己の株式の取得）を削除するものであります。加えて、基準日等に関する規定を整備するものであります。
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
稲葉雄一、飯岡晃樹、岡原達也、柳沢貴志、雄川賢一の５氏を監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
古川征且、和田信雄、三浦謙吾、伊香賀照宏の４氏を監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役に選任するものであります。
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）を年額100百万円以内とするものであります。
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案	40,878	234	－	（注）１	可決　99.03
第２号議案					
稲葉　雄一	40,849	263	－		可決　98.96
飯岡　晃樹	40,849	263	－		可決　98.96
岡原　達也	40,849	263	－	（注）２	可決　98.96
柳沢　貴志	40,849	263	－		可決　98.96
雄川　賢一	40,847	265	－		可決　98.96
第３号議案					
古川　征且	37,791	3,321	－		可決　91.55
和田　信雄	40,873	239	－	（注）２	可決　99.02
三浦　謙吾	40,871	241	－		可決　99.01
伊香賀　照宏	40,871	241	－		可決　99.01
第４号議案	40,844	268	－	（注）３	可決　98.95
第５号議案	40,844	268	－	（注）３	可決　98.95

（注）１．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成によります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
３．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。
４．賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。
本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの議決権行使書面提出分及び当日出席のすべての株主分）に対する、議決権行使書面提出分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日午後６時00分までの議決権行使書面提出分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以　上